

## 新型コロナウイルス感染症への対応に伴う就労系障害福祉サービスにおける主な柔軟な取扱い（時系列）①

### <障害福祉サービス等事業所共通の取扱い>

#### 令和2年2月20日付け事務連絡「新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第2報）」

- 通所での支援を避けることがやむを得ないと市町村が判断する場合等において、利用者の居宅等でできる限りの支援の提供を行ったと市町村が認める場合には、通常提供しているサービスと同様のサービスを提供しているものとして報酬の算定を可能とする。

### <就労系障害福祉サービス事業所に関する取扱い>

#### ① 令和2年2月20日付け事務連絡「新型コロナウイルスへの対応に伴う就労継続支援事業の取扱い等について」

- 就労継続支援A型利用者の賃金支払いについて、新型コロナウイルスへの対応により生産活動収入の減少が見込まれるときには、災害その他やむを得ない理由がある場合として、自立支援給付費を充てることを可能とする。
- 就労継続支援B型の基本報酬の算定について、前年度に代えて前々年度の平均工賃月額を算定区分とすること等を可能とする。
- 就労継続支援、就労移行支援の利用について、事業所が在宅でのサービス提供が可能である場合には、在宅でのサービス利用を柔軟に認めることを可能とする。

#### ② 令和2年3月2日付け事務連絡「新型コロナウイルスへの対応に伴う就労継続支援事業の取扱い等について（第2報）」

- 就労継続支援A型の経営改善計画について、都道府県等が認める場合には、その策定の猶予を可能とする。
- 就労継続支援B型利用者の工賃の支払いについて、新型コロナウイルス感染症への対応によりやむを得ない場合には、自立支援給付費を充てることを可能とする。

#### ③ 令和2年3月9日付け事務連絡「新型コロナウイルスへの対応に伴う就労継続支援事業の取扱い等について（第3報）」

- 就労定着支援の報酬算定（要件：月1回以上の対面による支援）について、やむを得ない場合には、利用者の同意を得た上で、電話その他可能な方法により出来る限りの支援を行ったと市町村が認めるときにも、報酬の対象とすることを可能とする。
- 在宅によるサービス利用について、障害特性によらず、通所を控えるなどの場合にも柔軟に認めることを可能にする。また、適切な在宅での支援が可能と市町村が認める場合には、在宅によるサービス利用の要件の一部を適用しないなど柔軟な取扱いを可能とする。

※ 上記は主だったものを簡略化して記載したものであるため、詳細は各事務連絡を確認いただくようお願いいたします。



## 新型コロナウイルス感染症への対応に伴う就労系障害福祉サービスにおける主な柔軟な取扱い（時系列）②

### ④ 令和2年4月13日付け事務連絡「新型コロナウイルスへの対応に伴う就労継続支援事業の取扱い等について（第4報）」

- 就労継続支援事業 B 型の利用に係る就労アセスメントについて、市町村において就労面に係る課題等の把握ができれば、就労アセスメントと同等の情報収集として取り扱うことを可能とする。
- 就労継続支援事業 A 型等の暫定支給決定について、暫定支給決定期間内にアセスメントや意向の確認等が十分に実施できない場合においてもできる限り実施した支援の実績等からサービスの継続等を判断することなどを可能とする。
- 年度内に就労移行支援の利用期間の終了を迎える者について、新型コロナウイルスの影響で十分な就労支援の実施や就職活動の継続が困難であったことの場合においては、最大1年間までの範囲内で柔軟に更新することを可能とすること。
- 就労継続支援 A 型の基本報酬の算定について、前年度に代えて前々年度の平均労働時間を算定区分とすること等を可能とする。

### ⑤ 令和2年5月13日付け事務連絡「新型コロナウイルスへの対応に伴う就労継続支援事業の取扱い等について（第5報）」

- 就労継続支援事業所等における在宅でのサービス提供の支援事例を取りまとめて、情報提供。利用者や各事業所等の個々の状況等に応じ、在宅のできる限りのサービス提供を柔軟に行うよう周知。  
＜支援事例＞
  - ・ 在宅における生産活動として自主生産品の販売に使用する販促用品（販売用看板、ポップ等）の作成を行っている事例
  - ・ パソコン入力課題、漢字・計算の学習、ビジネスマナー等の学習等、在宅で実施できる課題の提供を行っている事例
  - ・ 感染症の不安、在宅生活のストレス、家族関係の問題などを丁寧に聴き取り、信頼関係の維持に努めている事例 等
- 一般就労している障害者に対する障害者就業・生活支援センターにおける生活支援について、既に登録している者について、可能な限りの生活支援の実施を検討いただくとともに、新規での登録、生活支援の開始を希望する者についても可能な限りの対応を行うこと。

### ⑥ 令和2年6月19日付け事務連絡「新型コロナウイルスへの対応に伴う就労継続支援事業の取扱い等について（第6報）」

- 就労継続支援事業所等における在宅でのサービス利用について、いままでの事務連絡（第5報まで）の内容にかかわらず、年度内において、次の柔軟な取扱いを可能とする。
  - ・ 在宅でのサービス希望する者であって、支援効果が認められると市町村が判断した場合に、その利用を可能とすること。
  - ・ 在宅でのサービスの提供に当たっての要件について、訪問又は通所での評価を電話・PC等により代替可能とする等、要件を緩和して差し支えないこと。
  - ・ 在宅と通所による支援を組み合わせることも可能とすること。
- 在宅でのサービス利用以外の取扱いについては、いままでの事務連絡（第5報まで）で示した柔軟な取扱いを当分の間継続する。



## 新型コロナウイルス感染症への対応に伴う就労系障害福祉サービスにおける柔軟な取扱い（サービス別）

共通事項	
基本報酬の算定 当分の間継続	通所（又は対面）での支援を避けることがやむを得ないと市町村が判断する場合等において、利用者の居宅等で行える限りの支援の提供を行ったと市町村が認める場合には、通常提供しているサービスと同様のサービスを提供しているものとして報酬の算定が可能（2月20日付け事務連絡（第2報）） *令和2年2月20日付け事務連絡「新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第2報）」

### 就労継続支援 A 型

基本報酬の算定区分 当分の間継続	前年度に代えて前々年度の平均労働時間を基本報酬の算定区分とすること等が可能（就労系第1、4報）
賃金の支払い 当分の間継続	生産活動収入の減少が見込まれるときには、災害その他やむを得ない理由がある場合と見なして、自立支援給付費を充てることが可能（就労系第1報）
経営改善計画の策定 当分の間継続	都道府県等が認める場合には、その策定の猶予が可能（就労系第2報）
暫定支給決定*1 今年度内	暫定支給決定期間内にアセスメントや意向の確認等が十分に実施できない場合においても、できる限り実施した支援の実績等からサービスの継続等を判断すること等が可能（就労系第4報）
在宅でのサービス利用*2 今年度内	在宅によるサービスの利用の要件（対象者・事業運営）を一部緩和した取扱いなどが可能（就労系第6報）

### 就労継続支援 B 型

基本報酬の算定区分 当分の間継続	前年度に代えて前々年度の平均月額工賃を基本報酬の算定区分とすること等が可能（就労系第1報）
工賃の支払い 当分の間継続	新型コロナウイルス感染症への対応によりやむを得ない場合、自立支援給付費を充てることが可能（就労系第2報）
就労アセスメント 今年度内	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、市町村において就労面に係る課題等の把握がなされれば、就労アセスメントと同等として取り扱って差し支えないこと（就労系第4報）
在宅でのサービス利用	*2と同じ

### 就労移行支援

支給決定期間の更新 今年度内	年度内に利用期間が終了する者について、新型コロナウイルスの感染拡大の影響で十分な就労支援の実施や就職活動の継続が困難であった場合には、最大1年間までの範囲内で柔軟に更新することが可能（就労系第4報）
暫定支給決定	*1と同じ
在宅でのサービス利用	*2と同じ

### 就労定着支援

基本報酬の算定 （月1回以上の対面支援） 当分の間継続	対面での支援を避けることがやむを得ない場合には、利用者の同意を得た上で、電話その他可能な方法により出来る限りの支援を行ったと市町村が認める場合にも、報酬の対象とすることが可能（就労系第3報）
-----------------------------------	---

※ 上記は主だったものを簡略化して記載したものであるため、詳細は各事務連絡を確認いただくようお願いいたします。



# 障害者に対する就労支援の推進（令和2年度予算）

令和元年度予算額	令和2年度予算額	差引増減額
13.8億	→ 14.4億円	(+0.6億円)

## (1) 雇用施策と福祉施策の連携による重度障害者等の就労支援

### 地域生活支援事業の内数

重度障害者等に対する就労支援として、雇用施策と福祉施策が連携し、職場等における介助や通勤の支援を実施するため、意欲的な企業や自治体について、障害者雇用納付金制度に基づき助成金に加え、自治体が必要と認める場合には、地域生活支援事業の新事業により各自自治体が支援を行う。

## (2) 工賃向上等のための取組の推進

### 3. 2億円 (2. 9億円)

一般就労が困難な障害者の自立した生活を支援する観点から、就労継続支援事業所などに対し、経営改善、商品開発、市場開拓や販路開拓等に対する支援を行うとともに、在宅障害者に対するICTを活用した就業支援体制の構築や販路開拓等の支援等を実施する。  
また、全都道府県において、関係者による協議体の設置により共同受注窓口の機能を強化することで、企業等と障害者就労施設等との受発注のマッチングを促進し、障害者就労施設等に対する官公需や民需の増進を図ることに加え、農福連携に係る共同受注窓口の取組を支援する。

## (3) 障害者就業・生活支援センター事業の推進

### 7. 8億円 (8. 1億円)

就業に伴う日常生活の支援を必要とする障害者に対し、窓口での相談や職場・家庭訪問等による生活面の支援などを実施する。  
また、就労継続支援事業の利用から一般就労への移行や、加齢や重度化による一般就労から就労継続支援事業の利用への移行など障害者の能力に応じた就労の場に移行できるようにするための支援を行う。

## (4) 農福連携による障害者の就農促進

### ① 農福連携による障害者の就農促進プロジェクトの実施

### 2. 8億円 (2. 7億円)

農業分野での障害者の就労支援に向け、障害者就労施設等への農業の専門家の派遣による農業技術に係る指導・助言や6次産業化支援、農業に取り組む障害者就労施設等によるマルシェの開催等の支援を実施する。また、都道府県単位のほか、プロジェクト単位でも開催できるように、農福連携マルシェ開催支援事業を拡充する。

### ② 林・水産業等向け障害者就労のモデル事業の実施【新規】

### 5. 2百万円 (0百万円)

農福連携をはじめとする産業・福祉連携を推進するため、農業以外にも林業や水産業等といった地域に根ざした第1次産業分野での地域課題解決型の障害者就労のモデル事業を実施し、ガイドブック（事例集・マニュアル）を作成するとともに関係者による農福連携等推進協議会を開催することにより、横展開を図る。

### ③ 農福連携に対応した地域関係者を結ぶ共同受注窓口の取組強化（再掲）

全都道府県において、関係者による協議体の設置により共同受注窓口の機能を強化することで、企業等と障害者就労施設等との受発注のマッチングを促進し、障害者就労施設等に対する官公需や民需の増進を図ることに加え、農福連携に係る共同受注窓口の取組を支援する。

## (5) 工賃等向上に向けた全国的支援体制の構築

### 1. 1百万円 (1. 2百万円)

全国の工賃・賃金向上の実事例を収集し周知するとともに、工賃・賃金の一層の向上を目指す就労継続支援事業所を支援するモデル事業を実施する。



# 工賃向上計画支援等事業（基本事業） 実施都道府県の内訳（令和2年度）

都道府県	基本事業						共同受注窓口の機能強化事業	在宅就業ワッチ
	工賃等アップ取組 細事業所経営改善支援事業	共同受注窓口を活用した品質向上支援事業	事業所職員の人材育成のための研修等に係る事業	インターネットを活用した工賃等向上支援事業	販路開拓支援	その他工賃向上計画に基づいた取組等を実施する事業		
北海道	0	0	0	0	0	0	0	0
青森県	0							
岩手県						0	0	0
宮城県	0					0	0	0
秋田県		0						
山形県	0							
福島県						0		
茨城県		0		0		0		
栃木県						0		
群馬県	0					0		
埼玉県	0					0		
千葉県	0							
東京都	0	0				0		
神奈川県						0		
新潟県								
富山県	0	0						
石川県						0		
福井県	0				0	0		
山梨県						0		
長野県	0	0				0		
岐阜県	0	0				0		
静岡県						0		
愛知県	0					0		
三重県	0					0		
北海道	0	0	0	0	0	0	0	0
青森県	0						0	0
岩手県							0	0
宮城県	0					0	0	0
秋田県		0						
山形県	0						0	0
福島県								
茨城県		0		0		0		
栃木県						0		
群馬県	0					0		
埼玉県	0					0		
千葉県	0							
東京都	0	0				0		
神奈川県						0		
新潟県								
富山県	0	0						
石川県						0		
福井県	0				0	0		
山梨県						0		
長野県	0	0				0		
岐阜県	0	0				0		
静岡県						0		
愛知県	0					0		
三重県	0					0		
計	30	13	23	3	10	31	15	3

5 ※令和2年度は補助金を活用して46都道府県が事業実施



農福連携による障害者の就農促進プロジェクト 実施都道府県の内訳（令和2年度）

都道府県	特別事業				
	農業の専門家の派遣等による農業技術の指導・助言	6次産業化への取組支援	農福連携モデルの開催支援	好事例を収集し、事業所間で共有するなどの意識啓発等	農業生産者と障害者就労施設による施設外就労とのマッチング支援
北海道	○		○	○	○
青森県			○		
岩手県	○		○		○
宮城県	○		○		○
秋田県				○	
山形県	○			○	○
福島県	○	○	○		○
茨城県			○		○
栃木県	○		○		
群馬県	○	○			○
埼玉県	○				
千葉県	○				
東京都	-	-	-	-	-
神奈川県	○	○	○	○	
新潟県			○	○	○
富山県			○		○
石川県	○		○		○
福井県		○	○		
山梨県	○	○			○
長野県	○		○	○	○
岐阜県	○			○	○
静岡県	○	○	○		○
愛知県	○	○	○	○	
三重県	○	○	○	○	○

都道府県	特別事業				
	農業の専門家の派遣等による農業技術の指導・助言	6次産業化への取組支援	農福連携モデルの開催支援	好事例を収集し、事業所間で共有するなどの意識啓発等	農業生産者と障害者就労施設による施設外就労とのマッチング支援
滋賀県	○				○
京都府	○			○	○
大阪府			○		○
兵庫県	○	○	○		○
奈良県	○	○	○		○
和歌山県	○	○	○	○	○
鳥取県	○	○	○	○	○
島根県	○		○	○	○
岡山県	○	○	○	○	○
広島県	○				○
山口県			○		
徳島県	○	○	○		○
香川県	○			○	○
愛媛県	○	○	○	○	○
高知県		○	○		○
福岡県	○		○		
佐賀県	-	-	-	-	-
長崎県	○	○	○	○	
熊本県	○		○	○	○
大分県	○	○	○	○	○
宮崎県	○		○		○
鹿児島県	○		○	○	○
沖縄県	○		○	○	
計	36	18	37	20	32



## 障害者に対する就労支援の推進(令和2年度補正予算)

### 1次補正

#### ■ 就労系障害福祉サービス等の機能強化事業

8.8億円

① 共同受注窓口の活性化 ▶在宅での作業の受注拡大に向け、共同受注窓口の活性化に係る支援を実施。	0.5億
② 生産活動の拡大等の支援強化 ▶生産活動が停滞している事業所へ、他の生産活動への新規参入や転換のための経営力育成支援、販路開拓支援等を実施。	1.6億
③ 就労支援等障害福祉人材マッチング支援事業 ▶障害福祉の現場での活躍を望む意欲・能力を持つ者と事業所とを繋げる取組を実施。	2.4億
④ 障害者就業・生活支援センター(生活支援)の強化 ▶活動自粛や休業等の影響により、職業生活のリズムが崩れる恐れのある障害者に対する生活支援体制の強化。	4.3億

(実施主体：都道府県 補助率：1/2)

#### ■ 障害福祉サービスにおけるテレワーク等導入支援事業

5億円

- ① 就労系障害福祉サービスにおけるテレワーク等導入支援
- ② 発達障害児・者への専用VR機器等を活用したソーシャルスキルトレーニングによる学習・訓練  
(実施主体：①都道府県・指定都市・中核市 ②都道府県・市区町村 補助率：1/2)

### 2次補正

#### ■ 就労系障害福祉サービス等の機能強化事業

20億円

① <b>生産活動活性化支援事業</b> ▶就労継続支援事業所の生産活動の再起に向けて必要となる費用などについて支援し、 <u>生産活動存続を下支えすることを通じ、障害者の働く場及び利用者の賃金・工資を確保。</u>	1.6億
② 障害者就業・生活支援センター事業機能強化事業 ▶障害者に対する在宅生活から職場復帰に向けた橋渡し支援と、再就職に向けた生活支援を実施するための体制強化。	4.1億
③ 共同受注窓口を通じた全国的受発注支援体制構築事業 ▶就労継続支援事業所への受注量確保のため、 <u>共同受注窓口を通じた全国的な受発注の推進支援</u> を実施。	(規定予算を活用)

(実施主体：①都道府県・指定都市・中核市 ②都道府県 ③国(委託事業) 補助率：①10/10 ②1/2)



①生産活動活性化支援事業(仮称)

令和2年度2次補正予算:161億円

5億12B型

一法人



一事業所

各50万

最大

2025

○ 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止が長く求められる中、就労継続支援事業所の生産活動は、特に大きな影響を受けており、このままでは、事業継続自体が困難になり、地域の障害福祉サービスの基盤、ひいては障害者の働く場が失われかねない状況。

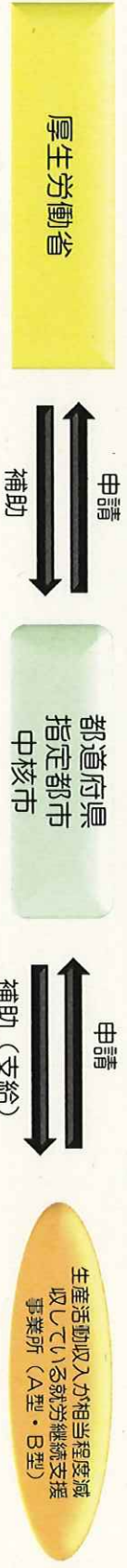
○ このため、就労継続支援事業所の生産活動の再起に向けて必要となる費用などについて支援し、生産活動の継続を下支えすることを通じ、引き続き、障害者の働く場及び利用者の賃金・工賃の確保を図る。

事業内容

直近の生産活動収入が相当程度減収している就労継続支援事業所(A型・B型)に対し、次の費用などについて支援を行う。

- <対象として想定される生産活動の再起に要する費用などの主な例> ※他の経営支援施策を受けている場合は除く
- ・ 生産活動収入の減収下においても生産活動を継続させるために必要となる固定経費等の支出に要する費用
  - ・ 生産活動の再稼働等に係る設備整備のメンテナンス等に要する費用
  - ・ 通信販売、宅配、ホームページ製作等新たな販路拡大等に要する費用
  - ・ 新たな生産活動への転換等に要する費用
  - ・ 在庫調整等に要する費用や風評被害への対応等に係る広報活動に要する費用 等

事業スキーム等



<実施主体、補助率>  
実施主体: 都道府県・指定都市・中核市      補助率: 国10/10

1事業所当たり最大50万円

5億12B型



## ②障害者就業・生活支援センター事業機能強化事業（生活支援部分）

令和2年度2次補正予算：4.1億円

### 概要

- 活動自粛や休業等の影響により在宅生活が長くなった障害者については、在宅生活から円滑に職場復帰を図ることが重要。また、離職した障害者等の再就職支援に当たっても、就職活動の基盤となるきめ細かな生活支援が必要。
- このため、在宅生活から円滑に職場復帰に向けた橋渡し支援と、離職した障害者等の再就職に向けた生活支援をきめ細かに実施するため、**障害者就業・生活支援センターの生活支援体制の強化**等を実施。

### 実施主体・補助率等

実施主体：都道府県

補助率：国1/2、都道府県1/2

センター数：335カ所（令和2年5月時点）



### ③ 共同受注窓口を通じた全国的受発注支援体制構築事業

令和2年度予算：一（※当初予算の既定経費で実施）

- 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止等により、大きな影響を受けている就労継続支援事業所の生産活動について、その再起に向け、**都道府県域を越えた広範な地域から作業等の受注量を確保**することが重要。
- このため、緊急事態宣言解除後を視野に、**就労継続支援事業所の全国的な受発注を進めるため**、その取組実績がある法人のノウハウを活かし、その法人が、全国の共同受注窓口の取組事例を収集・整理するとともに、**自らも各地の共同受注窓口を通じた全国的な受発注の推進支援を実施。**

#### 実施主体

- 民法法人、NPO法人、社会福祉法人等

#### 事業内容

- 全国の共同受注窓口の取組事例を収集・整理
- 都道府県域を越えた受発注体制モデルの構築
- 全国的な受発注の推進につながっている実事例の横展開に向けた周知・広報
- 工賃向上計画支援等事業等とも連携した共同受注窓口の機能強化・活性化の実施
- 支援を実施した結果、全国的な受発注の推進につながった事例の国への報告

＜事業スキーム＞

厚生労働省

委託

支援ノウハウのある法人





# 「#つなぐマスク」プロジェクト

- 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を図りつつ、地域で必要となる布マスクの制作に、その地域の障害者就労施設が参画するという取組が各地で報告されています。
- このような取組は、布マスクの制作を通じ、障害者も一緒になって地域を支えるものであり、新型コロナウイルス感染症への対応とともに、地域共生社会の実現の観点からもとても頼もしい取組です。
- このため、厚生労働省としても、このような「地域を支える障害者」の活躍に期待を込めて、SNSを活用した「#つなぐマスク」プロジェクトをスタートし、こうした取組に関する情報発信を後押ししています。



【「#つなぐマスク」プロジェクト始動】・(RT希望)  
地域で必要となる布マスクの制作に、障害者が参画する取組組が各地で広がっています。これを後押しするためのプロジェクトを本日開始します。皆さんも一員となって、メッセージを繋げていきましょう。#新型コロナウイルス

[nhlw.go.jp/stf/newpage\\_11...](https://nhlw.go.jp/stf/newpage_11...)



【「#つなぐマスク」プロジェクト】  
高知県の障害者就労施設が、よさこい衣装の生地で作った「#よさこいマスク」です。  
購入した職員も、このマスクを着用して業務に励んでいます。  
個性豊かなマスクが増えていますね。  
皆さんの投稿もお待ちしております！  
#おしやれマスク



【「#つなぐマスク」プロジェクト】  
各地の障害者就労施設で製作されている  
#ご当地マスクを集めました。  
藍染め（徳島）、和紙（岐阜）、シーサ  
ー・紅型（沖縄）など、それぞれの地域  
の特色が光っています。  
皆さんの地域のご当地マスクもぜひご投  
稿ください！








17:30 · 2020/06/12 · TweetDeck

181件のリツイート 373件のいいね





## 各地の就労継続支援事業所で作成されている「#つなぐマスク」の一例

	<p><b>美濃和紙マスク・和柄マスク (岐阜県)</b></p> <p>〈事業所〉 <u>一般社団法人サステイナブル・サポート alley (アレー)</u> (B型) (岐阜県岐阜市)</p> <p>〈特徴〉 岐阜の「美濃和紙」を使ったマスク、「和柄マスク」の他、雑貨や工芸品を製造している。<u>伝統工芸の和傘生産の一部を担う等、岐阜の文化や観光に携わる生産活動を行い、伝統工芸と福祉の連携「伝福連携」に取り組んでいる。</u></p>
	<p><b>岡山マスク (岡山県)</b></p> <p>〈事業所〉 <u>特定非営利活動法人あおぞら会 きずな (A型)</u> (岡山県備前市)</p> <p>〈特徴〉 備前市内で軽食喫茶、自主生産品製造販売の販売店「ニコニコ堂」を運営して、地元の市民に手作りマスクを販売。<u>桃太郎や猿のマークの入ったマスク、「岡山デニム」を使ったマスクを生産。備前市では市役所ホームページで市内の障害者施設(4ヶ所)で製作したマスクを広報している。</u></p>
	<p><b>藍染マスク (徳島県)</b></p> <p>〈事業所〉 <u>株式会社TABII ゆいたび (B型)</u> (徳島県吉野川市)</p> <p>〈特徴〉 <u>徳島県の藍染め技術を使って藍染めマスクを生産。藍染め・裁断・縫製・梱包と全て事業所内で行う。同事業所では3年前から地元の小児科に入院している子ども向けにガーゼマスクを製造販売。新型コロナウイルスの影響でマスク需要が伸びて、生産を大幅に拡大した。</u></p>
	<p><b>よさこいマスク (高知県)</b></p> <p>〈事業所〉 <u>社会福祉法人小高坂(よさこい)更生センター よさこい障害者支援センター (A型・B型)</u> (高知県高知市)</p> <p>〈特徴〉 <u>高知県のよさこい踊りの衣装で作った布マスクの他、踊りで使う鳴子等の木工製品を製造販売の他、ヘアサロン、はり灸・マッサージの施術所も運営。同法人は就労継続支援事業の他、高知県聴覚障害者情報センターを運営し、聴覚障害者、視覚障害者の支援を行う。</u></p>
	<p><b>沖縄マスク (沖縄県)</b></p> <p>〈事業所〉 <u>医療法人賢作会 きぼうのわ (B型)</u> (沖縄県沖縄市)</p> <p>〈特徴〉 <u>紅型(沖縄の伝統的な染色技術)デザイン、ミンサー(八重山諸島などで生産される伝統的な織物)、シーサーなど沖縄県の特徴的な柄を取り入れたマスクの他、利用者がデザインした「あまびえ(疾病を予言したと言われる妖怪)」「ハッチ等も生産している。</u></p>



# 授産施設における新型コロナウイルス感染症への対応

## 1 令和元年度 予備費 (生活困窮者就労準備支援事業等補助金・国庫 10/10)

- ・保護施設等の衛生管理体制確保支援  
新型コロナウイルス感染症の保護施設等における感染拡大防止の取組を支援
  - (1) 衛生用品等の緊急調達  
マスク、消毒液等の確保費用等の支援
  - (2) 衛生環境改善  
施設内において感染者が発生した等の際の消毒費用等の支援
  - (3) 感染予防等広報・啓発  
障害を抱える施設利用者にも分かりやすい資料（点字等）等の作成費用等の支援

## 2 令和2年度 第1次補正予算 (生活困窮者就労準備支援事業等補助金・国庫 10/10)

- ・保護施設等の衛生管理体制確保支援 ※1の継続として実施

## 3 令和2年度 第2次補正予算 (生活困窮者就労準備支援事業等補助金・国庫 10/10)

- ・保護施設等の衛生管理体制確保支援 ※1及び2の継続として実施 (調整中)

### 【追加事業】

- ・保護施設等の事業継続支援等
  - (1) 保護施設における感染症対策支援等  
今般の新型コロナウイルス感染症に関連し、保護施設で発生したかかりまし経費を支援  
(1施設上限 50万円)
    - ① 他施設応援の際の自施設から職員派遣をした追加人件費
    - ② クラスター発生時等の情報共有のための通信運搬費
    - ③ 職員が勤務時間外に消毒・清掃等を行った場合の追加人件費
    - ④ 職員個人が施設や日常生活において必要とする衛生物品等の購入支援
    - ⑤ 直近の生産活動収入が相当程度減収している授産施設(社会事業授産施設を含む)における生産活動の再起に要する費用等への支援
  - (2) 事業継続に向けた取組にかかる各種支援  
都道府県等が実施する外部の専門家等による施設職員研修、感染防止マニュアルの作成、事業継続計画(BCP)の策定等にかかる経費を支援

## 4 保護施設事務費の特別基準による対応 (令和2年度当初予算 国庫 3/4)

保護施設において実施する、新型コロナウイルス感染症拡大防止マニュアル等や事業継続計画(BCP)の作成に関する必要な知識・ノウハウを施設等職員が習得するための研修を実施するに伴う費用を支援 (1施設上限 10万円) (調整中)